

第八〇回

参第一八号

公職選挙法の一部を改正する法律（案）

（公職選挙法の一部改正）

第一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条の二（記号式投票）」を

「 第四十六条の二（参議院全国選出議員の選挙における投票の記載事項及び投函）
第四十六条の三（氏名記載欄に自書した投票）
第四十六条の四（記号式投票）」

に、「第六十八条（無効投票）」を「第六十八条（衆議院議員、参議院地方選出議員、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における無効投票）」に、「第六十八条の二（同一氏名等の候補者に対する投票の効力）」を

「 第六十八条の二（参議院全国選出議員の選挙における無効投票）
第六十八条の三（同一氏名等の候補者に対する投票の効力）
第六十八条の四（参議院全国選出議員の選挙における投票の効力）」

に、「第八十六条の二（被選挙権のない者の立候補の禁止）」を

「 第八十六条の二（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例）
第八十六条の三（政党その他の政治団体の届け出た公職の候補者の順位の繰上げ）
第八十六条の四（公職の候補者の立候補の届出をした政党その他の政治団体の解散等）
第八十六条の五（被選挙権のない者の立候補の禁止）」

に、「第八十七条（重複立候補の禁止）」を

「 第八十七条（重複立候補の禁止）
第八十七条の二（参議院全国選出議員の選挙における重複立候補の禁止）
第八十七条の三（参議院全国選出議員の選挙における重複届出の禁止）」

に、「第九十二条（供託）」を

「 第九十二条（供託）
第九十二条の二（政党その他の政治団体の供託）」

に、「第九十四条 削除」を「第九十四条（政党その他の政治団体の供託物の没収）」に、「第九十五条（当選人）」を

「 第九十五条（当選人）
第九十五条の二（政党その他の政治団体の届け出た公職の候補者のみなし得票）」

に、「第九十七条（当選人の繰上補充）」を

「 第九十七条（当選人の繰上補充）
第九十七条の二（参議院全国選出議員の選挙における当選人の繰上げ補充の特例）」

に、「第一百十二条（議員又は長の欠けた場合等の繰上補充）」を

「 第一百十二条（議員又は長の欠けた場合等の繰上補充）
第一百十二条の二（参議院全国選出議員が欠けた場合の繰上げ補充の特例）」

に、「第二百一条の十五（新聞による政策広告）」を

「 第二百一条の十五（新聞による政策広告）
第十四章の四 参議院全国選出議員の選挙における選挙運動等の特例（第二百一条の十六）
第二百一条の十六（政党その他の政治団体が届け出た公職の候補者に係る選挙運動等）」

に、「第二百二十八条（投票関渉罪）」を「第二百二十八条（投票干渉罪）」に改める。

第四十六条の二第一項中「前条」を「第四十六条（（投票の記載事項及び投函）」に改め、同条第二項中「第四十六条の二」を「第四十六条の四」に、「成規」を「所定」に、「氏名の外」を「氏名のほか」に、「但し」を「ただし」に、「第六十八条の二」を「第六十八条の三」に改め、同条を第四十六条の四とし、第四十六条の次に次の二条を加える。

（参議院全国選出議員の選挙における投票の記載事項及び投函）

第四十六条の二 参議院（全国選出）議員の選挙の投票については、前条第一項の規定にかかわらず、選挙人が、自ら、投票所において、投票用紙に名称が印刷された第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第一項の届出をした政党その他の政治団体並びに氏名が印刷された第八十六条（（公職の候補者の立候補の届出等））第一項、第二項及び第五項の規定により届出のあつた公職の候補者のうちその投票しようとするもの一又は一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄に の記号を記載して、これを投票箱に入れなければならない。ただし、第八十六条の二第一項の規定により届出のあつた公職の候補者一人の氏名を投票用紙の氏名を記載する欄に自書することにより、当該公職の候補者を届け出た政党その他の政治団体に対する の記号の記載にかえることができる。

2 前項の場合においては、第四十八条（（代理投票））第一項中「当該選挙の公職の候補者の氏名」とあるのは「 の記号又は当該選挙において第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第一項の規定により届出のあつた公職の候補者の氏名」と、「第四十六条（（投票の記載事項及び投函））第一項」とあるのは「第四十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における投票の記載事項及び投函））第一項」と、「第六十八条」とあるのは「第六十八条の二」と、同条第二項中「候補者一人の氏名」とあるのは「政党その他の政治団体の一若しくは候補者一人に対して の記号を記載させ、又は当該選挙人が指示する第八十六条の二第一項の規定により届出のあつた公職の候補者の氏名」と、第四十九条（（不在者投票））第一項中「第四十六条第一項（（投票の記載事項及び投函）」とあるのは「第四十六条の二第一項（（参議院全国選出議員の選挙における投票の記載事項及び投函）」と、同条第二項中「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条の二第一項」とする。

3 第一項の場合において、 の記号の記載方法、投票用紙に印刷する政党その他の政

治団体の名称及び公職の候補者の氏名の順序の決定方法、政党その他の政治団体の名称を他の政党その他の政治団体の名称と識別するために必要な事項並びに政党その他の政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政党その他の政治団体でなくなつた場合及び公職の候補者が死亡し、又は公職の候補者であることを辞したものとみなされた場合における投票用紙における政党その他の政治団体及び公職の候補者の表示方法その他必要な事項は、政令で定める。

(氏名記載欄に自書した投票)

第四十六条の三 第八十六条の二((参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例)) 第一項の規定により政党その他の政治団体が届け出た公職の候補者の氏名を投票用紙の氏名を記載する欄に自書した投票は、当該政党その他の政治団体に対する投票とする。

第五十二条中「氏名」の下に「及び政党その他の政治団体の名称」を加える。

第六十七条中「第六十八条」を「次条又は第六十八条の二」に改める。

第六十八条の見出しを「(衆議院議員、参議院地方選出議員、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙における無効投票)」に改め、同条中「左の投票」を「衆議院議員、参議院(地方選出)議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、次の各号のいずれかに該当する投票」に、「成規」を「所定」に、「第八十六条の二」を「第八十六条の五」に、「氏名の外」を「氏名のほか」に、「但し」を「ただし」に改める。

第六十八条の二第一項中「前条第七号」を「第六十八条((無効投票)) 第七号及び前条第十二号」に改め、同条を第六十八条の三とし、第六十八条の次に次の一条を加える。

(参議院全国選出議員の選挙における無効投票)

第六十八条の二 参議院(全国選出)議員の選挙については、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

一 所定の用紙を用いないもの

二 政党その他の政治団体でないもの若しくはその届出に係る公職の候補者の数が一となつた政党その他の政治団体(第八十六条の二第五項((死亡等により公職の候補者の数が一となつたとき)) の規定によりその届出が効力を失わないとされる政党その他の政治団体を除く。) の名称若しくは第八十七条の三((参議院全国選出議員の選挙における重複届出の禁止)) の規定に違反して重ねて届出をした政党その他の政治団体の重ねてされた届出に係る名称又は公職の候補者でない者若しくは第八十六条の五((被選挙権のない者の立候補の禁止)) 、第八十七条((重複立候補の禁止)) 、第八十七条の二((参議院全国選出議員の選挙における重複立候補の禁止)) 若しくは第八十八条((選挙事務関係者の立候補制限)) の規定により公職の候補者となることができない者の氏名に の記号を記載したもの

- 三 第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第一項の規定により届出のあつた公職の候補者でない者又は第八十六条の五、第八十七条、第八十七条の二若しくは第八十八条の規定により公職の候補者となることができない者の氏名を記載したもの
 - 四 一投票中に、政党その他の政治団体及び公職の候補者に対して、二以上の の記号を記載したもの
 - 五 一投票中に、二人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの
 - 六 投票用紙の記号を記載する欄及び氏名を記載する欄のいずれにも記載したもの
 - 七 被選挙権のない公職の候補者に対して の記号を記載したもの
 - 八 被選挙権のない公職の候補者の氏名を記載したもの
 - 九 投票用紙に記載すべき事項以外の事項を記載したもの（氏名を記載する欄に職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものを除く。）
 - 十 所定の の記号の記載方法によらないもの
 - 十一 記載すべき事項を自ら記載しないもの
 - 十二 何人に対して の記号を記載したか又は何人を記載したかを確認し難いもの
- 第六十九条の前に次の一条を加える。

（参議院全国選出議員の選挙における投票の効力）

第六十八条の四 投票用紙の記号を記載する欄及び氏名を記載する欄のいずれにも記載がある場合において、氏名を記載する欄に氏名を記載された公職の候補者が、記号を記載する欄に の記号を記載された政党その他の政治団体により第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第一項の届出をされた者であるときは、その投票は、第六十八条の二（（無効投票））第六号の規定にかかわらず、当該政党その他の政治団体に対する投票として有効とする。

第七十九条第一項中「第六十八条の二」を「第六十八条の三」に改める。

第八十条第一項中「各公職の候補者の得票総数」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については、各政党その他の政治団体並びに第八十六条（（公職の候補者の立候補の届出等））第一項、第二項及び第五項の規定により届出のあつた各公職の候補者の得票総数）」を加え、同条第三項中「各公職の候補者の得票総数」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については、各政党その他の政治団体並びに第八十六条第一項、第二項及び第五項の規定により届出のあつた各公職の候補者の得票総数）」を加える。

第八十一条第二項中「各公職の候補者の得票総数」を「各政党その他の政治団体並びに第八十六条（（公職の候補者の立候補の届出等））第一項、第二項及び第五項の規定により届出のあつた各公職の候補者の得票総数を計算し、並びに第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第一項の規定により届出のあつた各公職の候補者の得票数」に改め、同条第三項中「各公職の候補

者の得票総数」を「各政党その他の政治団体並びに第八十六条第一項、第二項及び第五項の規定により届出のあつた各公職の候補者の得票総数を計算し、並びに第八十六条の二第一項の規定により届出のあつた各公職の候補者の得票数」に改める。

第八十六条第四項中「次条及び第八十七条（重複立候補の禁止）」を「第八十六条の五（（被選挙権のない者の立候補の禁止））、第八十七条（（重複立候補の禁止））及び第八十七条の二（（参議院全国選出議員の選挙における重複立候補の禁止））」に改め、同条第五項中「参議院議員」を「参議院（地方選出）議員」に改め、「、参議院（全国選出）議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十日までに」を削り、同条第九項中「次条又は第八十七条」を「第八十六条の五、第八十七条又は第八十七条の二」に改め、同条第十一項中「公職の候補者」を「第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項の規定により届出のあつた公職の候補者」に改める。

第八十六条の二を第八十六条の五とし、第八十六条の次に次の三条を加える。

（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例）

第八十六条の二 参議院（全国選出）議員の選挙については、政党その他の政治団体（その本部の総裁、会長、委員長その他これらに準ずる地位にある者が選挙人名簿に登録された者であるものに限る。）は、二人以上の者を公職の候補者としようとするときは、候補者となることについてのそれらの者の承諾を得て、前条第一項の期間内に、郵便によることなく、順位を付したそれらの者の氏名を連記した文書で、その旨を選挙長に届け出ることができる。

- 2 前項の規定により一の政党その他の政治団体が届出をすることができる公職の候補者となるべき者の数は、その選挙における議員の定数を超えることができない。
- 3 第一項の文書には、当該政党その他の政治団体の名称、主たる事務所の所在地及び本部の総裁、会長、委員長その他これらに準ずる地位にある者の氏名並びに公職の候補者となるべき者の氏名、本籍、住所、生年月日及び職業並びに政令で定める事項を記載し、当該政党その他の政治団体の本部の総裁、会長、委員長その他これらに準ずる地位にある者が署名し、印を押さなければならない。
- 4 第一項の文書には、当該政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他の政令で定める文書、第八十六条の五（（被選挙権のない者の立候補の禁止））、第八十七条（（重複立候補の禁止））及び第八十七条の二（（参議院全国選出議員の選挙における重複立候補の禁止））の規定により公職の候補者となることができない者でないことを当該公職の候補者となるべき者が誓う旨の宣誓書並びに政令で定める文書を添えなければならない。
- 5 第一項の規定により政党その他の政治団体がした届出は、同項の期間を経過した後、当該政党その他の政治団体が届け出た公職の候補者が死亡し、又は公職の候補者であることを辞したものとみなされたことにより、当該政党その他の政治団体の届出に係る公職の候補者の数が一となつた場合においても、効力を失わない。

- 6 第一項の規定により届け出た政党その他の政治団体の届出に係る公職の候補者の数が一となつた場合（前項に規定する場合を除く。）において、選挙長が、これを知つたときは、その届出を却下しなければならない。
- 7 第一項の規定により政党その他の政治団体がした届出が第八十七条の三（（参議院全国選出議員の選挙における重複届出の禁止））の規定に違反してされたものであることを知つたときは、選挙長は、その届出を却下しなければならない。
- 8 第一項の規定により届出のあつた者が、第八十六条の五、第八十七条又は第八十七条の二の規定により公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない者であることを知つたときは、選挙長は、同項の届出のうち当該公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない者に係る部分の記載が効力を有しない旨を決定し、当該届出をした政党その他の政治団体に、これを通知しなければならない。
- 9 政党その他の政治団体は、第一項の期間の末日までに、同項の届出に係る公職の候補者全員の承諾を得て選挙長に届出をしなければ、同項の届出を撤回することができない。
- 10 第一項の規定により届出のあつた公職の候補者は、同項の期間の末日までに選挙長に届出をしなければ、その候補者であることを辞することができない。
- 11 前項の届出があつたときは、選挙長は、当該公職の候補者を届け出た政党その他の政治団体にその旨を通知しなければならない。
- 12 第一項、第九項、第十項及び第八十六条の四（（公職の候補者の立候補の届出をした政党その他の政治団体の解散等））第二項の届出があつたとき、第六項及び第七項の規定により届出を却下したとき、第八項の規定により決定し、通知したとき又は第一項の規定により届出のあつた公職の候補者が死亡し、若しくは第九十一条（（公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合））若しくは第百三条（（当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例））第四項の規定に該当するに至つたことを知つたときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、中央選挙管理会に報告しなければならない。

（政党その他の政治団体の届け出た公職の候補者の順位の繰上げ）

第八十六条の三 前条第一項の規定により届け出られた公職の候補者が公職の候補者でなくなつた場合においては、その者の下位の順位を付された公職の候補者の順位は、順次、繰り上がるものとする。

（公職の候補者の立候補の届出をした政党その他の政治団体の解散等）

第八十六条の四 第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第一項の規定により届出をした政党その他の政治団体が、その選挙の期日前に、解散し、又は目的の変更その他により政党その他の政治団体でなくなつた場合には、当該政党その他の政治団体がした同項の届出は、効力を失う。

2 前項に規定する場合には、当該政党その他の政治団体の本部の総裁、会長、委員長

その他これらに準ずる地位にある者は、政令の定めるところにより、その旨を選挙長に届け出なければならない。

第八十七条の次に次の二条を加える。

(参議院全国選出議員の選挙における重複立候補の禁止)

第八十七条の二 参議院(全国選出)議員の選挙において公職の候補者となつた者は、重ねて、その選挙において公職の候補者となることができない。

(参議院全国選出議員の選挙における重複届出の禁止)

第八十七条の三 第八十六条の二((参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例))第一項の規定により届出をした政党その他の政治団体は、重ねて、その選挙において同項の届出をすることができない。

第九十条中「又は推薦届出」を「、若しくは推薦届出をされ、又は第八十六条の二((参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例))第一項の規定により公職の候補者として届出」に改める。

第九十一条中「第八項」の下に「並びに第八十六条の二((参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例))第一項」を加える。

第九十二条中「公職の候補者の届出」を「第八十六条((公職の候補者の立候補の届出等))第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項の規定により公職の候補者の届出」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(政党その他の政治団体の供託)

第九十二条の二 第八十六条の二((参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例))第一項の規定により公職の候補者の届出をしようとする政党その他の政治団体は、二百万円に当該政党その他の政治団体が届出をしようとする公職の候補者の数を乗じて得た金額又はこれに相当する額面の国債証書を供託しなければならない。

第九十三条第一項中「公職の候補者」を「第八十六条((公職の候補者の立候補の届出等))第一項、第二項、第五項、第六項及び第八項の規定により届出のあつた公職の候補者」に、「左の」を「次の」に、「前条」を「第九十二条((供託))」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「公職の候補者が」を「同項の公職の候補者が」に、「及び」を「及び同項の」に改め、「((公職の候補者の立候補の届出等))」を削る。

第九十四条を次のように改める。

(政党その他の政治団体の供託物の没収)

第九十四条 第八十六条の二((参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例))第一項の規定により政党その他の政治団体が届け出た公職の候補者のうちに、その得票数が前条第一項第二号の数に達しない者があるときは、当該政党その他の政治団体が供託した第九十二条の二((政党その他の政治団体の供

託))の供託物のうち、二百万円に当該達しない公職の候補者の数を乗じて得た金額又はこれに相当する額面の国債証券は、国庫に帰属する。

2 前項の規定により国庫に帰属すべき国債証券が国庫に帰属すべき金額に相当する額面を超えた額面の国債証券である場合における当該供託物の取扱いについては、政令で定める。

3 政党その他の政治団体が第八十六条の二第一項の届出を撤回した場合、政党その他の政治団体が第八十六条の四((公職の候補者の立候補の届出をした政党その他の政治団体の解散等))第二項の規定の届出をした場合及び政党その他の政治団体の届出が第八十六条の二第六項又は第七項の規定により却下された場合は、第九十二条の二の供託物は、国庫に帰属する。

4 第八十六条の二第一項の規定により届出のあつた公職の候補者が当該候補者であることを辞した場合(第九十一条((公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合))の規定に該当するに至つた場合を含む。) 及び第八十六条の二第一項の規定により届出のあつた公職の候補者が第八十六条の五((被選挙権のない者の立候補の禁止))、第八十七条((重複立候補の禁止)) 又は第八十七条の二((参議院全国選出議員の選挙における重複立候補の禁止)))の規定に該当するものとして第八十六条の二第八項の決定があつた場合には、当該公職の候補者であることを辞した者(第九十一条の規定に該当するに至つた者を含む。) 及び当該決定に係る公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない者を、得票数が前条第一項第二号の数に達しない者とみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。

第九十五条の次に次の一条を加える。

(政党その他の政治団体の届け出た公職の候補者のみなし得票)

第九十五条の二 参議院(全国選出) 議員の選挙については、第八十六条の二((参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例)) 第一項の規定により政党その他の政治団体が届け出た公職の候補者は、当該政党その他の政治団体に対する投票の数を当該公職の候補者に付された順位の数で除して得た数に相当する数の投票を得たものとみなす。

第九十七条の次に次の一条を加える。

(参議院全国選出議員の選挙における当選人の繰上げ補充の特例)

第九十七条の二 参議院(全国選出) 議員の選挙について、政党その他の政治団体が公職の候補者として届け出た当選人が死亡者である場合、第九十九条((被選挙権の喪失)) 若しくは第百三条((当選人が兼職禁止の職にある場合等の特例)) 第二項及び第四項の規定により当選を失つた場合又はその選挙の期日から在任期間の短い議員の任期が終る日の前六十日までの間に第二百五十一条((当選人の選挙犯罪に因る当選無効)) の規定により当選が無効となつた場合において、当該当選人を公職の候補者として届け出た政党その他の政治団体が届け出た公職の候補者のうち第九十五条第

一項ただし書（（法定得票数））の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

第九十八条中「前二条」を「前三条」に、「但書」を「ただし書」に改める。

第一百条第一項中「第五項」を「第五項及び第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第一項」に、「同条」を「第八十六条」に改める。

第一百一条第一項中「得票総数」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については各政党その他の政治団体並びに第八十六条（（公職の候補者の立候補の届出等））第一項、第二項及び第五項の規定により届出のあつた各公職の候補者の得票総数並びに第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第一項の規定により届出のあつた各公職の候補者の得票数）」を加える。

第一百三条第二項中「又は第一百十二条（（議員又は長の欠けた場合等の繰上補充））」を「、第九十七条の二（（参議院全国選出議員の選挙における当選人の繰上げ補充の特例））、第一百十二条（（議員又は長の欠けた場合等の繰上補充））又は第一百十二条の二（（参議院全国選出議員が欠けた場合の繰上げ補充の特例））」に改め、同条第四項中「又は第一百十二条」を「、第九十七条の二、第一百十二条又は第一百十二条の二」に改め、「及び第八項」の下に「並びに第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第一項」を加える。

第一百十条第一項中「及び第九十八条」を「、第九十七条の二（（参議院全国選出議員の選挙における当選人の繰上げ補充の特例））及び第九十八条」に、「除く外」を「除くほか」に、「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改める。

第一百十一条第二項中「第一百十二条（（議員又は長の欠けた場合等の繰上補充））」を「次条又は第一百十二条の二（（参議院全国選出議員が欠けた場合の繰上げ補充の特例））」に改める。

第一百十二条の次に次の一条を加える。

（参議院全国選出議員が欠けた場合の繰上げ補充の特例）

第一百十二条の二 参議院（全国選出）議員の欠員が、当該議員の選挙の期日から在任期間の短い議員の任期の終る日の前六十日までの間に生じた場合において、当該議員を公職の候補者として届け出た政党その他の政治団体が届け出た公職の候補者のうち第九十五条第一項ただし書（（法定得票数））の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、前条第一項の規定にかかわらず、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

2 第九十八条（（被選挙権の喪失と当選人の決定））及び前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。

第一百十三条第一項中「前条」を「第一百十二条（（議員又は長の欠けた場合等の繰上補

充))」に改め、「第四項」の下に「並びに前条」を加え、「除く外」を「除くほか」に、「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改める。

第百十五条第五項中「又は第百十二条（（議員又は長の欠けた場合等の繰上補充））」を「、第九十七条の二（（参議院全国選出議員の選挙における当選人の繰上げ補充の特例））、第百十二条（（議員又は長の欠けた場合等の繰上補充））又は第百十二条の二（（参議院全国選出議員が欠けた場合の繰上げ補充の特例））」に、「繰上補充を行う」を「繰上げ補充を行う」に改める。

第百七十五条の二第一項中「第四十六条の二」を「第四十六条の四」に、「行なう」を「行う」に改める。

第百九十五条中「第四十六条の二」を「第四十六条の四」に、「こえる」を「超える」に改める。

第十四章の三の次に次の一章を加える。

第十四章の四 参議院全国選出議員の選挙における選挙運動等の特例

（政党その他の政治団体が届け出た公職の候補者に係る選挙運動等）

第二百一条の十六 第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第一項の規定により政党その他の政治団体が届け出た公職の候補者に係る選挙運動並びに選挙運動に関する収入、支出及び寄附並びに参議院議員の選挙における政党その他の政治団体の政治活動については、別に法律で定める。

第二百四条中「公職の候補者」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については、第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第一項の規定により公職の候補者の届出をした政党その他の政治団体を含む。）」を加える。

第二百五条に次の一項を加える。

5 前二項の規定は、参議院（全国選出）議員の選挙には適用しない。

第二百八条中「当選をしなかつた者」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については、第八十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における公職の候補者の立候補の届出等の特例））第一項の規定により公職の候補者の届出をした政党その他の政治団体を含む。）」を加える。

第二百九条の二中「且つ」を「かつ」に、「各候補者の得票数」を「各候補者（参議院全国選出議員の選挙については、各政党その他の政治団体並びに第八十六条（（公職の候補者の立候補の届出等））第一項、第二項及び第五項の規定により届出のあつた各公職の候補者）の得票数」に改める。

第二百二十六条第二項及び第二百二十七条中「氏名」の下に「又は政党その他の政治団体の名称」を加える。

第二百二十八条の見出しを「（投票干渉罪）」に改め、同条第一項中「関渉」を「干

涉」に、「被選挙人の氏名」を「選挙人の投票した被選挙人の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称」に改める。

第二百三十四条中「投票関渉罪」を「投票干渉罪」に改める。

第二百三十七条の二中「第四十六条の二」の下に「（（参議院全国選出議員の選挙における投票の記載事項及び投函））第二項及び第四十六条の四」を加え、「候補者に対して」を「政党その他の政治団体若しくは候補者に対して」に改める。

第二百三十八条の二第一項中「第八十六条第四項（（立候補の届出書の添付書類））」を「第八十六条第四項（（立候補の届出書の添付書類））又は第八十六条の二第四項（（参議院全国選出議員の選挙における立候補の届出書の添付書類））」に、「添附」を「添付」に改める。

第二百五十五条第一項中「第一項」の下に「（第四十六条の二（（参議院全国選出議員の選挙における投票の記載事項及び投函））第二項の規定を適用する場合を含む。）」を加え、「候補者一人の氏名」の下に「を記載し、又は選挙人が指示する政党その他の政治団体の一若しくは候補者一人に対して の記号」を、「第四十八条（（代理投票））第二項」の下に「（第四十六条の二第二項の規定を適用する場合を含む。）」を、「候補者の氏名」の下に「又は政党その他の政治団体若しくは候補者に対して の記号」を加え、同条第二項中「第二項」の下に「（第四十六条の二第二項の規定を適用する場合を含む。）」を加え、「投票関渉罪」を「投票干渉罪」に改める。

附則第十九項中「附則第十二項から第十五項」を「附則第十三項から第十六項」に改め、同項を附則第二十項とする。

附則第十八項を附則第十九項とする。

附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十六項」に改め、同項を附則第十八項とする。

附則中第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とする。

附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十三項」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則中第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十一項の次に次の一項を加える。

12 次の表の上欄に掲げる選挙区においては、当分の間、選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第二の規定にかかわらず、それぞれ当該中欄に掲げる数とし、通常選挙における当該選挙区内の議員の定数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

北	海	道	七人	三人
栃	木	県	三人	一人
東	京	都	九人	五人
神	奈	川	五人	三人

（公職選挙法の一部改正）

第二条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

附則第十二項を次のように改める。

12 別表第二の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄に掲げる数とする。

北	海	道	六人
栃	木	県	二人
東	京	都	十人
神	奈	川	六人

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、別に法律で定める日から施行する。ただし、第一条中附則の改正規定は、公布の日以後最初にその期日を公示される通常選挙（以下「次の通常選挙」という。）から、第二条の規定は、次の通常選挙の後最初にその期日を公示される通常選挙から施行する。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第二条 最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の表第二百二十七条の項中「投票した被選挙人の氏名」を「投票した被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称」に改め、同表第二百二十八条第一項の項中「被選挙人の氏名」を「選挙人の投票した被選挙人の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称」に改め、同表第二百三十七条の二の項中「候補者の氏名又は候補者に対して の記号」を「候補者の氏名又は政党その他の政治団体若しくは候補者に対して の記号」に改める。

(政治資金規正法の一部改正)

第三条 政治資金規正法（昭和三十二年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「又は推薦届出」を「若しくは推薦届出」に、「者をいい」を「者又は同法第八十六条の二の規定により候補者として届出をされた者をいい」に改める。

(漁業法の一部改正)

第四条 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項中「及び第四十六条の二」を「、第四十六条の二、第四十六条の三及び第四十六条の四」に、「及び第六十八条の規定」を「、第六十八条、第六十八条の二及び第六十八条の四の規定」に、「第八十六条の二」を「第八十六条の五」に、「第九十六条から」を「第九十五条の二から」に改め、同項の表第六十七条の項中「第六十八条」を「次条及び第六十八条の二」に改め、同表第六十八条の二の項中「第六十八条の二」を「第六十八条の三」に、「前条」を「第六十八条」に改め、同表百三条第二項及び第四項の項中「又は第百十二条」を「、第九十七条の二、第百十二条又は第百十二条の二」に改め、同表百十一条第二項の項中「第百十二条」を「次条又は第百十二

条の二」に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第五条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第四十六条の二」の下に「、第四十六条の三及び第四十六条の四」を加え、「(候補者の立候補の届出等)、第八十六条の二」を「(候補者の立候補の届出等)、第八十六条の五」に改め、同条の表第六十八条第二号の項中「第八十六条の二」を「第八十六条の五」に改め、「、第八十七条の二((知事、市長を退職した者の立候補制限))」を削り、同表第八十六条の二の項中「第八十六条の二」を「第八十六条の五」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第六条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の十四各号列記以外の部分中「又は推薦届出をされた日」を「若しくは推薦届出をされた日又は同法第八十六条の二の規定により同号口の候補者として届出をされた日」に改め、同条第四号口中「又は推薦届出をされた者」を「若しくは推薦届出をされた者又は同法第八十六条の二の規定により公職の候補者として届出をされた者」に改める。

理 由

最近における選挙の実情にかんがみ、参議院全国選出議員の選挙について、拘束名簿式比例代表制を導入するとともに、参議院地方選出議員の各選挙区において選挙すべき定数についての是正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。